

# 大和市教育委員会 6 月定例会

日 時 平成 26 年 6 月 27 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 28 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則  
について

日程第 2 (議案第 29 号) 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 30 号) 平成 26 年度大和市奨学生の選考について (諮問)

日程第 4 (議案第 31 号) 平成 27 年度使用中学校教科用図書の採択について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 28 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 6 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

# 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

## 1. 背景

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に、文化創造拠点として文化複合施設の整備を進めており、現在の生涯学習センターを同施設へ移転することとしています。

移転後の新しい生涯学習センターに係る位置及び管理について大和市生涯学習センター条例を一部改正することに伴い、会議室の利用手続き等、詳細項目を規定する同規則についても、一部改正する必要があります。

## 2. 規則の主な改正内容

条例の施行期日に合わせて、以下のとおり改正します。

### (1) 第 1 条の改正規定（平成 26 年 7 月 1 日施行分）

条例改正による引用条文の条ずれを改正します。

### (2) 第 2 条の改正規定（平成 28 年 11 月 3 日施行分）

① 条例において新しい生涯学習センターの管理は指定管理者に行わせるものと規定しているため、規則に定める詳細項目について指定管理者が担うための読み替え規定等を整備しました。（その他の地区館は市直営となります。）

② 現在は規則で定められている開館時間、休館日については、条例に規定したため、削除しました。

③ 新しい生涯学習センターの会議室等に係る規定を追加し、現在の生涯学習センターの会議室等に係る規定を削除しました。また、ホールが生涯学習センターの所管ではなくなるため、ホールに係る使用申請や舞台技術の援助についても削除しました。

④ 新しい生涯学習センターで利用が可能となる個人の利用の範囲について、規定しました（スタジオ（中）及びスタジオ（小））。

⑤ 生涯学習センターで使用する書式について整理しました。

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	生涯学習センター登録申請書	第 2 条
第 2 号様式	生涯学習センター登録決定通知書	第 3 条
第 3 号様式	生涯学習センター登録変更申請書	第 3 条
第 4 号様式	多目的ホール早期予約催事使用申請書	第 5 条
第 5 号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書	第 12 条
第 6 号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書	第 12 条

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第6条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第10条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第11条第1項中「第13条第1項本文」を「第14条第1項本文」に改める。

第12条中「第13条第1項ただし書き」を「第14条第1項ただし書」に改める。

第13条第1項中「第13条第2項ただし書き」を「第14条第2項ただし書」に改める。

第2条 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第18条」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「利用者登録」を「登録」に改め、同条中「特別室、調理実習室及びスタジオ」を「スタジオ、美術・工芸室及び調理実習室」に改め、「センターホール及び」を削り、「使用し」の次に「、又は利用するための登録を受け」を加え、「ものは、生涯学習センター利用者登録申請書」を「者（個人にあっては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容がわかる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「利用者登録」を「登録」に改め、同条第1項中「使用目的」を「使用又は利用の目的」に、「生涯学習センター利用者登録決定通知書」を「生涯学習センター登録決定通知書」に改め、同条第2項中「利用者登録」を「登録」に、「もの」を「者」に、「登録団体」を「登録者」に改め、「団体の名称等の」を削り、「生涯学習センター利用者登録変更申請書」を「生涯学習センター登録変更申請書」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「利用者登録」を「登録」に改め、同条中「登録団体」を「登録者」に、「利用者登録」を「登録」に改め、「使用」の次に「又は利用」を加え、同条を第4条とする。

第6条第1項を次のように改める。

条例第10条の規定により生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。以下同じ。）の会議室等及び多目的ホールの使用について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請

(以下「電子申請」という。)により、教育委員会に使用申請を行わなければならない。

- (1) 団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 使用しようとする施設の名称及び室名
- (3) 使用しようとする日時、人数及び目的
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

第6条第3項中「、会議室等及び多目的ホールについては」及び「の各号」を削り、同項第4号中「もの」を「者」に、「法人」を「、法人」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「に規定により」を「の規定に基づき」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「使用時間」の次に「の区分」を加え、同条第1項中「使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、」を削り、「使用時間区分」を「使用時間の区分」に改め、同条第2項中「に定める使用時間は」を「の使用時間には」に、「後始末」を「原状回復」に改め、同条第3項中「使用時間」を「供用時間」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「変更又は」を削り、同条第1項中「もの」を「者」に改め、「変更又は」を削り、「次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更（取消）申請書（以下「使用変更（取消）申請書」という。）を教育委員会に提出し」を「使用日の3日前の日までに電子申請により申請し」に改め、同項ただし書中「取消しについて」を削り、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する」を「前項の規定による」に、「生涯学習センターホール、会議室等使用変更（取消）決定通知書」を「電子通知その他の方法」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第8条とする。

第10条中「第14条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「使用者は」の次に「、その使用前に」を加え、「第14条第1項本文に規定する」を「第12条第1項本文の規定による」に、「教育委員会が指定する期日までに前納し」を「納付し」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第12条中「第14条第1項ただし書」を「第12条第1項ただし書」に、「別表第5」を「別表第6」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第14条第2項ただし書」を「第12条第2項ただし書」に改め、同条第2項中「生涯学習センター使用料還付申請書」を「生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

- 3 前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

第14条を削る。

第15条の見出し中「使用等」を「使用」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条の見出し中「使用者」を「来館者」に改め、同条中「使用者（本条中第3号以下において、使用者の使用目的に応じて入場した者及び公開の室を利用する者を含む。）」を「来館者」に改め、同条第2号中「使用者」の次に「等」を加え、同条第9号中「職員」を「施設の管理上の掲示物による指示又は職員」に改め、同条を第15条とする。

第18条の見出し中「入室」の次に「等」を加え、同条中「使用者」を「来館者」に改め、「入室」の次に「等」を加え、同条を第16条とする。

第19条の見出し中「使用后」を「使用者」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（大和市生涯学習センターの利用への準用）

第18条 第5条から前条まで（第5条第4項、第6条第1項第2号及び第7条第3項を除く。）

の規定は、大和市生涯学習センターの利用について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条（見出しを含む。）及び第6条	使用申請	利用申請
第5条第1項	生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。以下同じ。）	大和市生涯学習センター
第5条第1項、第6条第1項第1号及び第7条第1項	会議室等及び多目的ホール	会議室等
第5条第1項第1号	連絡先	連絡先（個人の場合は、氏名、住所及び連絡先）
第5条第1項第2号及び第3号	使用し	利用し
第5条第3項、第6条第2項及び第8条第1項	使用日	利用日
第5条第5項、第7条第1項及び第2項（見出しを含む。）	使用時間	利用時間
第6条の見出し	使用承認	利用承認

第6条第1項	使用目的	利用目的
第6条第2項	前項	前項第1号
第7条第1項、第13条及び第14条	生涯学習センター	大和市生涯学習センター
第8条第1項	使用日時	利用日時
第9条	第12条第1項	第13条第1項から第4項まで
	別表第4	別表第5
第11条	第12条第1項ただし書	第13条第4項
	場合	場合並びに市民交流ラウンジ及び個人用ロッカー
第11条及び第12条第1項	使用する	利用する
第12条第1項	第12条第2項ただし書	第13条第5項ただし書
第12条第2項	市長	指定管理者
第13条第1項	使用方法	利用方法

第20条中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第20条とする。

別表第1中「第6条」を「第5条」に改め、同表、1 センターホールの表を削り、同表、2 会議室及び多目的ホールの表中「2 会議室及び多目的ホール」を削り、同表国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体、始期の欄中「使用日」の次に「（大和市生涯学習センターにおいては、利用日。以下この表において同じ。）」を加え、同表国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体、終期の欄中「使用」の次に「（大和市生涯学習センターにおいては、利用。以下この表において同じ。）」を、「午後5時」の次に「（大和市生涯学習センターにおいては、午後9時15分。以下この表において同じ。）」を加え、同表左記以外、始期の欄中「2月」の次に「（本市に居住し、通勤し、又は通学する個人以外の個人がスタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする場合は、1月）」を加える。

別表第2中「第6条」を「第5条」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

	使用時間（利用時間）の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで



別表第4中「第10条」を「第9条」に改め、「会議室等基本使用料」の次に「の適用」を加え、同表会議室（大）の項、会議室（小）の項及び特別室（大）の項から調理実習室の項までを削り、同表適用する室、大和市生涯学習センターの欄を削り、同表会議室（中）の項中「会議室（中）」を「会議室」に、「、303会議室」を「及び303会議室」に、「、201会議室」を「及び201会議室」に改め、同表講習室の項中「、202講習室」を「及び202講習室」に改め、同表和室の項中「、302和室」を「及び302和室」に改める。

別表第6を削る。

別表第5中「第12条」を「第11条」に改め、同表使用内容の欄中「使用内容」の次に「（利用内容）」を加え、同表1の項中「市」の次に「（大和市生涯学習センターにおいては、指定管理者を含む。）」を加え、「使用する」を「使用し、又は利用する」に改め、同表2の項から6の項までの規定中「使用する」を「使用し、又は利用する」に改め、同表7の項及び8の項を次のように改め、同表を別表第6とする。

7	多目的ホール舞台のみを練習のために使用する時	2分の1の額
8	その他指定管理者が特に必要があると認めたとき（大和市生涯学習センターに限る。）	指定管理者が定める割合

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第9条関係）

1 会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室C
大会議室	会議室（6-1及び6-10）
中会議室	会議室（6-5）
小会議室	会議室（6-6、6-7、6-8、6-9及び6-11）
スタジオ（大）	スタジオA
スタジオ（中）	スタジオB
スタジオ（小）	スタジオC
和室	和室
美術・工芸室	講習室A
調理実習室	講習室B

2 附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
団体用倉庫等	1区画	団体用倉庫又は団体用ロッカー
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

別表に次の1表を加える。

## 別表第7（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター登録申請書	第2条
第2号様式	生涯学習センター登録決定通知書	第3条
第3号様式	生涯学習センター登録変更申請書	第3条
第4号様式	多目的ホール早期予約催事使用申請書	第5条
第5号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書	第12条
第6号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書	第12条

## 附 則

この規則中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用申請）</p> <p>第6条 <u>条例第7条</u>の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に使用申請を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（使用料の適用）</p> <p>第10条 <u>条例第14条第1項</u>に定める使用料を納入すべき室は、別表第4に定める会議室等に適用するものとする。</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第11条 使用者は、<u>条例第14条第1項本文</u>に規定する使用料を教育委員会が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用申請）</p> <p>第6条 <u>条例第6条</u>の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に使用申請を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（使用料の適用）</p> <p>第10条 <u>条例第13条第1項</u>に定める使用料を納入すべき室は、別表第4に定める会議室等に適用するものとする。</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第11条 使用者は、<u>条例第13条第1項本文</u>に規定する使用料を教育委員会が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。</p>

<p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第14条第1項ただし書の規定による減免は、別表第5のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第14条第2項ただし書の規定により、使用料の全額又は一部を還付するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第13条第1項ただし書の規定による減免は、別表第5のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第13条第2項ただし書の規定により、使用料の全額又は一部を還付するものとする。</p> <p>2 略</p>
--	--

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、スタジオ、美術・工芸室及び調理実習室（以下「会議室等」という。）並びに大和市渋谷学習センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用し、又は利用するための登録を受けようとする者</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第2条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認められた場合は、臨時に休館することができる。</p> <p>（1） 月曜日（大和市渋谷学習センターにおいては、月の最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときはその前の週の月曜日。））</p> <p>（2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項第1号の月曜日が、休日にあたるときは、大和市生涯学習センターホール（以下「センターホール」という。）及びその使用に係る控室を使用させることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認められた場合は、休館日を閉館日とすることができる。</p> <p>（利用者登録の申請）</p> <p>第3条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、調理実習室及びスタジオ（以下「会議室等」という。）並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用しようとするものは、生涯学習センター</p>



（個人にあっては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容がわかる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の承認等）

第3条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その使用又は利用の目的及び内容を審査し、登録を承認するときは、生涯学習センター登録決定通知書により、その登録を承認しないときにはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があった場合、速やかに生涯学習センター登録変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の更新）

第4条 登録者は、教育委員会が別に定める方法により、登録の更新を行わなければならない。更新を行わなかった場合は、使用又は利用を停止するものとする。

（使用申請）

第5条 条例第10条の規定により生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。以下同じ。）の会議室等及び多目的ホールの使用について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）により、教育委員会に使用申請を行わなければならない。

一利用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者登録の承認等）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その使用目的及び内容を審査し、登録を承認するときは、生涯学習センター利用者登録決定通知書により、その登録を承認しないときにはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により利用者登録の承認を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、団体の名称等の登録事項に変更があった場合、速やかに生涯学習センター利用者登録変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者登録の更新）

第5条 登録団体は、教育委員会が別に定める方法により、利用者登録の更新を行わなければならない。更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。

（使用申請）

第6条 条例第7条の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に使用申請を行わなければならない。

(1) 会議室等及び多目的ホール 次に掲げる事項について大和市政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市政令第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）を行う。

ア 使用しようとする団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先

イ 使用しようとする施設の名称及び室名

ウ 使用しようとする日時、人数及び目的

エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(2) センターホール 生涯学習センターホール、会議室等使用申請書を提出する。

2 使用申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、会議室等及び多目的ホールについては、次の各号に掲げる団体に限り、使用日の属する月の3月前の初日から同月の10日までの間に使用申請を行うことができる。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 公共的団体

(3) 社会教育関係団体（前号までの団体並びに営利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）

(4) 市民等の団体（前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学又は在勤するもので占める団体。ただし法人にあつては、市内に所在地を有するものをいう。）

4 前3項の規定にかかわらず、多目的ホールについて、次に掲げる要件を満たした使用の場合は、別表第2に定める期間に使用申請を行うことができる。この場合においては、多目的ホール早期予約催事使用申請書を提出する。

(1) 発表会、講演会、展示会その他教育委員会が認めたもの

(1) 団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び連絡先

(2) 使用しようとする施設の名称及び室名

(3) 使用しようとする日時、人数及び目的

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

2 使用申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に限り、使用日の属する月の3月前の初日から同月の10日までの間に使用申請を行うことができる。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 公共的団体

(3) 社会教育関係団体（前号までの団体並びに営利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）

(4) 市民等の団体（前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学又は在勤する者で占める団体。ただし法人にあつては、市内に所在地を有する者をいう。）

4 前3項の規定にかかわらず、多目的ホールについて、次に掲げる要件を満たした使用の場合は、別表第2に定める期間に使用申請を行うことができる。この場合においては、多目的ホール早期予約催事使用申請書を提出する。

(1) 発表会、講演会、展示会その他教育委員会が認めたもの

(2) 使用時間が連続して4時間以上  
5 第3項に基づく使用申請においては、通算16時間を使用時間の上限とする。

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に使用申請を行うことができるものとする。

(使用承認等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、次に掲げる区分に応じて通知を行うものとする。

(1) 会議室等及び多目的ホール 使用を承認するときは、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知（以下「電子通知」という。）により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

(2) 多目的ホール早期予約催事使用 使用を承認するときは電子通知により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定に基づき使用申請を受けた場合は使用日の3月前の月に属する11日に承認を行う。この場合において、その使用申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定する。

(使用時間の区分等)

第7条 会議室等及び多目的ホールの使用時間の区分は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会が生涯学習センターの運営上支障がないと認められた場合には延長又は繰上げすることができる。

(2) 使用時間が連続して4時間以上  
5 第3項に基づく使用申請においては、通算16時間を使用時間の上限とする。

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に使用申請を行うことができるものとする。

(使用承認等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、次に掲げる区分に応じて通知を行うものとする。

(1) 会議室等及び多目的ホール 使用を承認するときは、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知（以下「電子通知」という。）により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

(2) センターホール 使用を承認するときは生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

(3) 多目的ホール早期予約催事使用 使用を承認するときは電子通知により、使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により使用申請を受けた場合は使用日の3月前の月に属する11日に承認を行う。この場合において、その使用申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定する。

(使用時間等)

第8条 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、会議室等及び多目的ホールの使用時間区分は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会が生涯学習センターの運営上支障がないと認められた場合には延長又は繰上げすることができる。

2 前項の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 図書室の使用時間は、教育委員会が別に定める。

(使用の取消し)

第8条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用日時等の取消しをしようとするときは、使用日の3日前の日までに電子申請により申請しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、直ちに電子通知その他の方法により使用者に通知するものとする。

(使用料の適用)

第9条 条例第12条第1項に定める使用料を納入すべき室は、別表第4に定める会議室等に適用するものとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、その使用前に、条例第12条第1項本文の規定による使用料を納付しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

2 前項に定める使用時間は、準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

3 図書室の使用時間は、教育委員会が別に定める。

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更（取消）申請書（以下「使用変更（取消）申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならぬ。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 会議室等及び多目的ホール 使用日の3日前

(2) センターホール 使用日の10日前

2 前項の規定にかかわらず、使用区分の変更については、直ちに使用変更（取消）申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。

3 教育委員会は、前2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、直ちに生涯学習センターホール、会議室等使用変更（取消）決定通知書により使用者に通知するものとする。

(使用料の適用)

第10条 条例第14条第1項に定める使用料を納入すべき室は、別表第4に定める会議室等に適用するものとする。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、条例第14条第1項本文に規定する使用料を教育委員会が指定する期日までに前納しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

2 使用の承認後に使用の内容が変更したため、追加納付する使用料に

ついては、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならぬ。

(使用料の減免)

第11条 条例第12条第1項ただし書の規定による減免は、別表第6のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。

(使用料の還付)

第12条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第12条第2項ただし書の規定により、使用料の全額又は一部を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(削る)

(使用の打合せ)

第13条 使用者は、生涯学習センターの使用について事前に生涯学習センターの職員（以下「職員」という。）と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第14条第1項ただし書の規定による減免は、別表第5のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。

(使用料の還付)

第13条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第14条第2項ただし書の規定により、使用料の全額又は一部を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(舞台技術の援助)

第14条 センターホールで発表会その他催しを行う場合において、教育委員会が適当と認めるものについては、その催しに関する照明その他に関する技術的な援助をすることができる。

(使用等の打合せ)

第15条 使用者は、生涯学習センターの使用について事前に生涯学習センターの職員（以下「職員」という。）と使用方法その他必要な事項を打合せなければならない。

(整理員の配置)

第14条 使用者は、生涯学習センターの使用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(来館者の遵守事項)

第15条 来館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 職員が要求した場合、使用者等であることが確認できる書類等を提示すること。
- (3) 承認された以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ちこまないこと。
- (5) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ちこまないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (7) 許可なく物品を販売しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設の管理上の掲示物による指示又は職員の指示に従うこと。

(管理上の入室等)

第16条 来館者は、職員が施設の管理上特に必要があつて入室等を要求したときは、これを拒むことができない。

(使用者の点検及び報告)

第17条 使用者は、施設、設備等の使用を終了したときは、直ちに点検を行い、その結果を報告しなければならない。

(整理員の配置)

第16条 使用者は、生涯学習センターの使用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(使用者の遵守事項)

第17条 使用者(本条中第3号以下において、使用者の使用目的に応じ入場した者及び公開の室を利用する者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 職員が要求した場合、使用者であることが確認できる書類等を提示すること。
- (3) 承認された以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ちこまないこと。
- (5) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ちこまないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (7) 許可なく物品を販売しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 職員の指示に従うこと。

(管理上の入室)

第18条 使用者は、職員が施設の管理上特に必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(使用後の点検及び報告)

第19条 使用者は、施設、設備等の使用を終了したときは、直ちに点検を行い、その結果を報告しなければならない。

(大和市生涯学習センターの利用への準用)

第18条 第5条から前条まで(第5条第4項、第6条第1項第2号及び第7条第3項を除く。)の規定は、大和市生涯学習センターの利用について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新規)

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条(見出しを含む。)及び第6条	使用申請	利用申請
第5条第1項	生涯学習センター (大和市生涯学習センターを除く。以下同じ。)	大和市生涯学習センター
第5条第1項、第6条第1項第1号及び第7条第1項	会議室等及び多目的ホール	会議室等
第5条第1項第1号	連絡先	連絡先(個人の場合は、氏名、住所及び連絡先)
第5条第1項第2号及び第3号	使用し	利用し
第5条第3項、第6条第2項及び第8条第1項	使用日	利用日
第5条第5項、第7条第1項及び第2項(見	使用時間	利用時間

出しを含む。)			
第6条の見出し	使用承認		利用承認
第6条第1項	使用目的		利用目的
第6条第2項	前項		前項第1号
第7条第1項、第13条及び第14条	生涯学習センター		大和市生涯学習センター
第8条第1項	使用日時		利用日時
第9条	第12条第1項		第13条第1項から第4項まで
	別表第4		別表第5
第11条	第12条第1項ただし書		第13条第4項
	場合		場合並びに市民交流ラウンジ及び個人用ロッカー
第11条及び第12条第1項	使用する		利用する
第12条第1項	第12条第2項ただし書		第13条第5項ただし書
第12条第2項	市長		指定管理者
第13条第1項	使用方法		利用方法

(文書等の種類)

第19条 この規則の施行のために必要な様式は、別表第7のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(文書等の種類)

第20条 この規則の施行のために必要な様式は、別表第6のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。



別表第1 (第5条関係)

別表第1 (第6条関係)

1 センターホール

市内		市外	
終期	始期	終期	始期
使用日の10日前	使用日の属する月の6月前の初日	使用日の10日前	使用日の属する月の6月前の初日
まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。	ら。ただし、休館日のときは、その前日とする。	まで。ただし、休館日のときは、その前日とする。	ら。ただし、休館日のときは、その前日とする。

備考 「市内」とは、申請者が市内に居住し、又は市内に事務所等  
有する団体をいい、「市外」とは、それ以外のものをいう。

2 会議室及び多目的ホール

左記以外	
始期	終期
国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体の 使用日(大和市生涯学習センター)は、利用日。以下この表において同じ。)の前月の3日前の16日か ら。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用(大和市生涯学習センター)は、利用日。以下この表において同じ。)の前月の午後5時(大和市生涯学習センター)においては、午後9時15分。以下この表において同じ。)までとする。
使用日の属する月の2月(本市に居住し、通勤し、又は通学する個人以外の個人がスタジオリオ(小)を利用しようとする場合は、1月)の初日から。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時

左記以外	
始期	終期
使用日の属する月の3月前の16日から。休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時
使用日の属する月の2月前の初日から	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時

別表第2 (第5条関係)

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
使用日の属する月の4月前の初日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の初日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。

別表第3 (第7条関係)

	使用時間 (利用時間) の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで

別表第4 (第9条関係)

会議室等基本使用料の適用

室名\区分	適用する室	
会議室	大和市つぎみ野学センター 201会議室、202会議室及び303会議室	大和市桜丘学センター 104会議室

別表第2 (第6条関係)

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
使用日の属する月の4月前の初日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の初日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。	使用日の属する月の4月前の末日から。ただし、休館日ときは、その翌日とする。

別表第3 (第8条関係)

	時間区分
1	9:00~11:00
2	11:00~13:00
3	13:30~15:30
4	15:30~17:30
5	17:30~19:30
6	19:30~21:30

別表第4 (第10条関係)

会議室等基本使用料

室名\区分	適用する室	
会議室 (大)	大和市つぎみ野学センター 207大会議室	大和市林間学センター 101会議室、201会議室、202会議室
会議室 (中)	大和市生涯学センター 201会議室、206会議室	大和市桜丘学センター 104会議室

講習室	304 講習室		103 講習室及び 202 講習室
集会室	203 集会室	301 集会室	301 集会室
和室	301 和室及び302 和室	103 和室	102 和室

208 会議室、 302 会議室、 304 会議室、 306 会議室、 308 会議室	303 会議室		
202 小会議室 101 講習室、 102 講習室	304 講習室		103 講習室、 202 講習室
集会室 和室	203 集会室 301 和室、302 和室	301 集会室 103 和室	301 集会室 102 和室
特別室(大) 特別室(中) 調理実習室	303 特別室 204 特別室 301 調理実習室		

別表第5 (第9条関係)

1 会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室C
大会議室	会議室 (6-1及び6-10)
中会議室	会議室 (6-5)
小会議室	会議室 (6-6、6-7、6-8、6-9及び6-11)
スタジオ (大)	スタジオA
スタジオ (中)	スタジオB
スタジオ (小)	スタジオC
和室	和室
美術・工芸室	講習室A
調理実習室	講習室B

2 附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品	区分	単位	適用する設備及び備品
団体用倉庫等	1 区画	1 区画	団体用倉庫又は団体用口ツカー
貸出設備、備品等	1 区画又は各品目の単位	1 区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポーターブルPAバック、プロジエクター等

別表第6 (第11条関係)

	使用内容 (利用内容)	減免の範囲
1	市(大和市生涯学習センター)においては、指定管理者を含む。)が主催又は共催する事業等に使用し、又は利用するとき	全額
2	国又は地方公共団体が主催する事業等に使用し、又は利用するとき	2分の1の額
3	公共的団体が主催する事業等に使用し、又は利用するとき	2分の1の額
4	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に使用し、又は利用するとき	2分の1の額
5	社会教育関係団体がその活動目的のために使用し、又は利用するとき	2分の1の額
6	「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が使用し、又は利用するとき	2分の1の額
7	多目的ホール舞台のみを練習のために使用するとき	2分の1の額
8	その他指定管理者が特に必要があると認められたとき(大和市生涯学習センターに限る。)	指定管理者が定める割合

別表第5 (第12条関係)

	使用内容	減免の範囲
1	市が主催又は共催する事業等に使用するとき	全額
2	国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき	2分の1の額
3	公共的団体が主催する事業等に使用するとき	2分の1の額
4	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に使用するとき	2分の1の額
5	社会教育関係団体がその活動目的のために使用するとき	2分の1の額
6	「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が使用するとき	2分の1の額
7	センターホール舞台のみを練習のために使用するとき	100分の70の額
8	多目的ホール舞台のみを練習のために使用するとき	2分の1の額

別表第7 (第19条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター登録申請書	第2条
第2号様式	生涯学習センター登録決定通知書	第3条
第3号様式	生涯学習センター登録変更申請書	第3条
第4号様式	多目的ホール早期予約催事使用申請書	第5条
第5号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付申請書	第12条
第6号様式	生涯学習センター使用料・利用料金還付決定通知書	第12条

別表第6 (第20条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター利用者登録申請書	第3条
第2号様式	生涯学習センター利用者登録決定通知書	第4条
第3号様式	生涯学習センター利用者登録変更申請書	第4条
第4号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用申請書	第6条
第5号様式	多目的ホール早期予約催事使用申請書	第6条
第6号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書	第7条
第7号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書	第9条
第8号様式	生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)決定通知書	第9条
第9号様式	生涯学習センター使用料還付申請書	第13条

議案第 29 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 6 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

## 大和市立図書館条例施行規則の一部改正について

---

### 1. 背景

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に、文化創造拠点として文化複合施設の整備を進めており、既存の図書館を同施設へ移転することとしています。

移転後の図書館に係る位置及び管理について大和市立図書館条例を一部改正することに伴い、図書資料の貸出し手続き等、詳細項目を規定する同規則についても、一部改正するものです。

### 2. 規則の主な改正内容

条例の施行期日に合わせて、以下のとおり改正します。

#### (1) 第 1 条の改正規定（平成 26 年 7 月 1 日施行分）

条例改正による引用条文の条ずれを改正します。また、字句等の整理を行います。

#### (2) 第 2 条の改正規定（平成 28 年 11 月 3 日施行分）

① 条例において図書館の管理は指定管理者に行わせるものと規定しているため、規則に定める詳細項目について指定管理者が担うこととなります。

② 現在は規則で定められている開館時間、休館日、利用制限及び損害賠償義務については、条例に規定したため、削除しました。

③ 利用者が遵守する事項として、「館内の指定の場所以外では携帯電話等の通話はしないこと」を追加しました。

④ 利用者カードの有効期間は交付の日から 5 年間としていますが、新たに利用者カードの有効期間を更新する手続き及び更新後の有効期間について規定しました。

⑤ 図書等の複写について、著作権法に基づき行うものであることを明記しました。

大和市教育委員会規則第 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

第12条第1号及び第2号中「。」を削る。

第14条中「者」を「もの」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

別表中「第17条関係」を「第19条関係」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第13条
第13条
第18条

第2条 大和市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「～第7条」を「・第2条」に、「第8条～第17条」を「第3条～第12条」に、「第18条～第20条」を「第13条～第15条」に改める。

第1条中「昭和31年大和町条例第31号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第5条」を「第11条」に改める。

第2条から第5条までを削る。

第6条第1号中「指定場所以外」を「館内」に改め、同条第3号中「関係職員」を「指定管理者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 館内の指定の場所以外では携帯電話等の通話はしないこと。

第6条を第2条とする。

第7条を削る。

第8条第5号中「教育委員会が適当と認める者及び団体」を「指定管理者が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た者及び団体」に改め、第2章中同条を第3条とする。

第9条第3項中「教育委員会が」を「指定管理者が特に」に改め、「ときは」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第10条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「第7条に規定する」



を「条例第10条の規定による」に改め、同条を第7条とする。

第13条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「職員に」を削り、同条を第8条とし、第14条を第9条とする。

第15条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

- 2 利用者カードの発行を受けた者は、第8条第1項に定める書類を提示することにより、利用者カードの有効期間の更新を受けることができる。
- 3 前項の更新を受けた場合の利用者カードの有効期間は、当該更新の日から5年間とする。

第16条を第11条とし、第17条を第12条とする。

第18条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「一複写部分につき一部」を「著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき行うもの」に改め、同条第3項中「とし、その費用は乾式複写機等により写しを作成する場合（日本工業規格のA列3番までとする。）1枚10円」を削り、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、第3章中同条を第13条とし、第19条を第14条とし、第20条を第15条とする。

別表中「第19条関係」を「第14条関係」に改め、同表関係条文の欄を次のように改める。

関係条文
第8条
第8条
第13条

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行																								
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）<u>第5条</u>の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出しの停止）</p> <p>第12条 略</p> <p>（1）前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合—</p> <p>（2）第7条に規定する賠償をしない場合—</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第14条 利用者カードの発行を受けたものが、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>別表（第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1053 1153 1220 2049"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号様式</td> <td>貸出登録票</td> <td>第13条</td> </tr> <tr> <td>第2号様式</td> <td>利用者カード</td> <td>第13条</td> </tr> <tr> <td>第3号様式</td> <td>図書館資料複写申込書</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式の名称	関係条文	第1号様式	貸出登録票	第13条	第2号様式	利用者カード	第13条	第3号様式	図書館資料複写申込書	第18条	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）<u>第4条</u>の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出しの停止）</p> <p>第12条 略</p> <p>（1）前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合。</p> <p>（2）第7条に規定する賠償をしない場合。</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第14条 利用者カードの発行を受けた者が、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届出なければならぬ。</p> <p>別表（第17条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1053 201 1220 1108"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号様式</td> <td>貸出登録票</td> <td>第11条関係</td> </tr> <tr> <td>第2号様式</td> <td>利用者カード</td> <td>第11条関係</td> </tr> <tr> <td>第3号様式</td> <td>図書館資料複写申込書</td> <td>第16条関係</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式の名称	関係条文	第1号様式	貸出登録票	第11条関係	第2号様式	利用者カード	第11条関係	第3号様式	図書館資料複写申込書	第16条関係
様式番号	様式の名称	関係条文																							
第1号様式	貸出登録票	第13条																							
第2号様式	利用者カード	第13条																							
第3号様式	図書館資料複写申込書	第18条																							
様式番号	様式の名称	関係条文																							
第1号様式	貸出登録票	第11条関係																							
第2号様式	利用者カード	第11条関係																							
第3号様式	図書館資料複写申込書	第16条関係																							

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 図書館資料の館外貸出し（第3条-第12条）</p> <p>第3章 雑則（第13条-第15条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 図書館資料の館外貸出し（第8条～第17条）</p> <p>第3章 雑則（第18条～第20条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）<u>第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（<u>開館時間</u>）</p> <p>第3条 <u>大和市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後6時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することが</u></p>

できる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（休日に当たるときを除く。）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

(利用制限)

第5条 教育委員会は、図書館資料及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

(2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれあるとき。

(3) その他教育委員会が図書館資料及び施設の利用を不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 指定場所以外では喫煙しないこと。

(遵守事項)

第2条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 館内では喫煙しないこと。

<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>館内の指定の場所以外では携帯電話等の通話はしないこと。</u></p> <p>(4) <u>指定管理者の指示に従うこと。</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>関係職員の指示に従うこと。</u></p>
<p>(<u>損害賠償義務</u>)</p> <p>第7条 <u>図書館資料を紛失又は汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(<u>損害賠償義務</u>)</p> <p>第7条 <u>図書館資料を紛失又は汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(貸出しを受けることができるもの)</p> <p>第3条 <u>図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他指定管理者が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た者及び団体</u></p>	<p>(貸出しを受けることができるもの)</p> <p>第8条 <u>図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他教育委員会が適当と認める者及び団体</u></p>
<p>(貸出しの点数及び期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、<u>教育委員会の承認を得て、貸出しの点数及び期間を変更することができる。</u></p>	<p>(貸出しの点数及び期間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、<u>貸出しの点数及び期間を変更することができる。</u></p>

(貸出し図書館資料の制限)

第5条 館外貸出しをする図書館資料は、指定管理者が貸出禁止と定め  
たもの以外のものとする。

(督促)

第6条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間  
満了後、当該資料を返還しない場合は、書面、電話等で督促を行うも  
のとする。

(貸出しの停止)

第7条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号  
のいずれかに該当する場合は、貸出しを停止することができる。

(1) 略

(2) 条例第10条の規定による賠償をしない場合

(貸出しの手続)

第8条 略

2 指定管理者は、前項に規定する貸出登録票の提出があったときは、  
その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付する  
ものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、前項に規定する利用者カード  
を提出しなければならない。

(貸出し図書館資料の制限)

第10条 館外貸出しをする図書館資料は、教育委員会が貸出禁止と定め  
たもの以外のものとする。

(督促)

第11条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間  
満了後、当該資料を返還しない場合は、書面、電話等で督促を行うも  
のとする。

(貸出しの停止)

第12条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号  
のいずれかに該当する場合は、貸出しを停止することができる。

(1) 略

(2) 第7条に規定する賠償をしない場合

(貸出しの手続)

第13条 略

2 教育委員会は、前項に規定する貸出登録票の提出があったときは、  
その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付する  
ものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、前項に規定する利用者カード  
を職員に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 略

(利用者カードの有効期間)

第10条 利用者カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

2 利用者カードの発行を受けた者は、第8条第1項に定める書類を提示することにより、利用者カードの有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の更新を受けた場合の利用者カードの有効期間は、当該更新の日から5年間とする。

(利用者カードの再交付)

第11条 略

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第12条 略

(図書等の複写)

第13条 図書館資料の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書により指定管理者に申し込まなければならぬ。

2 図書館資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき行うものとする。

(登録内容の変更)

第14条 略

(利用者カードの有効期間)

第15条 利用者カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

(利用者カードの再交付)

第16条 略

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第17条 略

(図書等の複写)

第18条 図書館資料の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書により教育委員会に申し込まなければならぬ。

2 図書館資料の複写は、一複写部分につき一部とする。

3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき、又は指定管理者が特に必要と認めたとときはこの限りでない。

(様式)

第14条 略

(委任)

第15条 略

別表 (第14条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	貸出登録票	第8条
第2号様式	利用者カード	第8条
第3号様式	図書館資料複写申込書	第13条

3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とし、その費用は乾式複写機等により写しを作成する場合(日本工業規格のA列3番までとする。) 1枚10円とする。ただし、公務上複写をするとき、又は教育委員会が特に必要と認めたとときはこの限りでない。

(様式)

第19条 略

(委任)

第20条 略

別表 (第19条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	貸出登録票	第13条
第2号様式	利用者カード	第13条
第3号様式	図書館資料複写申込書	第18条



議案第 30 号

平成 26 年度大和市奨学生の選考について（諮問）

平成 26 年度大和市奨学生の選考にかかわる大和市奨学生選考審査会への諮問  
について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 6 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年 月 日

大和市奨学生選考審査会会長 殿

大和市教育委員会  
委員長 青蔭 文雄

平成26年度大和市奨学生の選考について（諮問）

このことについて、大和市奨学金給付規則に基づき、別添の申請者名簿から50名以内の奨学生を選出していただきたく諮問いたします。

なお、選考結果は平成26年7月14日までに答申していただくよう、重ねてお願いいたします。

議案第 31 号

平成 27 年度使用中学校教科用図書の採択について

平成 27 年度使用中学校教科用図書の採択について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 6 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成27年度使用大和市中学校教科用図書一覧表

種目	発行者の 番号・略称	使用 年	教科書の 記号番号	書名	種目	発行者の番 号・略称	使用 年	教科書の 記号番号	書名
国 語	38 光村	1	国語726	国語 1	音 楽	17 教出	1	音楽721	中学音楽 1 音楽のおくりもの
		2	国語826	国語 2			2・3	音楽821	中学音楽 2・3上 音楽のおくりもの
		3	国語926	国語 3			音楽822	中学音楽 2・3下 音楽のおくりもの	
書 写	38 光村	1-3	書写730	中学書写 一・二・三年	器 楽	17 教出	1-3	器楽771	中学器楽 音楽のおくりもの
地 理	46 帝国	1・2	地理723	社会科 中学生の地理 世界のすがたと日本の国土	美 術	9 開隆堂	1	美術721	美術 1
歴 史	2 東書	1-3	歴史721	新しい社会 歴史			2・3	美術821	美術 2・3
公 民	2 東書	3	公民921	新しい社会 公民	保 健 体 育	224 学研	1-3	保体724	中学保健体育
地 図	46 帝国	1-3	地図722	中学校社会科地図	技 術	2 東書	1-3	技術721	新しい技術・家庭 技術分野
数 学	11 学図	1	数学723	中学校数学 1	家 庭	2 東書	1-3	家庭721	新しい技術・家庭 家庭分野
		2	数学823	中学校数学 2	英 語	9 開隆堂	1	英語722	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1
		3	数学923	中学校数学 3			2	英語822	SUNSHINE ENGLISH COURSE 2
1	理科721	新しい科学 1年	3	英語922			SUNSHINE ENGLISH COURSE 3		
理 科	2 東書	2	理科821	新しい科学 2年					
		3	理科921	新しい科学 3年					